

Series 国民年金 「社会保険料控除証明書」が発送されます！

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は
年末調整・確定申告まで大切に保管をお願いします**

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となっており、市県民税などの税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成30年1月～12月の間に納められた保険料の全額です。(過去の年度分や追納分の保険料を納められた場合も含まれます)

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やお子さんなどのご家族の国民年金保険料を納付された場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、社会保険料控除を受けるための手続きには、年末調整や確定申告がありますが、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

このため、平成30年1月1日～10月1日までの間に国民年金保険料を納められた方には、11月中旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告で申告書を提出する際は必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

※平成30年10月2日～12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年2月上旬に送付されます。

※方が一、証明書を紛失・破棄された場合は年金事務所から再度送付してもらうことができます。年金事務所または市役所年金係までご相談ください。なお、税申告時期は窓口や電話の混雑が予想されますので、お早めの確認をお願いします。

お得な付加年金に加入してみませんか？

国民年金には付加年金という制度があります。

これは月々の定額保険料に付加保険料(月額400円)を追加して支払うと、65歳からの老齢基礎年金に付加年金(月額200円×納付月数)が上乘せされる制度です。加入は任意で、別途お申込みが必要です。

◆付加保険料を納付できる方

第1号被保険者(国民年金加入者・任意加入者)

◆注意事項

申込みをした日の属する月分から保険料を納付することができません。納付が困難になった場合や、それ以上納付を必要としない場合は、辞退申出をした日の属する月の前月分までの納付が必要です。また、国民年金保険料を免除している方や国民年金基金に加入されている方は申込みができません。

【加入例】

▽付加保険料を10年間(120月)支払うと…
(支払う額) 400円×120月＝48000円(総額)
(もらう額) 200円×120月＝24000円(年額)

付加年金は、年額で「200円×納付月数」が一生涯上乘せされます。2年で元がとれるお得な制度となっておりますので、ぜひご検討ください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期日	時間	場所	予約先
11月7日(水)	午前10時～午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
12月6日(木)		本庁(末吉) 1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165 へ必ずご予約をお願いします。
※相談内容につきましては、年金請求についてのご相談を優先します。予めご了承ください。

Series 税チャンネル 市県民税・国民健康保険税の減免について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

市県民税・国民健康保険税は、所得税（国税）とは異なり、所得があつた翌年に課税される制度となっております。したがって、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得状況に関わらず納めていただくことが原則です。

しかしながら、納税が困難である特段の事情があり、一定の要件を備えている人は、申請により減免を受けられる場合があります。ただし、適用には収入・生活状況等の審査があり、必ずしも減免されるとは限りません。条例等に規定する所得基準等の減免要件に該当しない場合や、納期限を過ぎた税額や納付済みの税額については、減免を受けることができませんので、予めご了承ください。

主な減免は、次のとおりです。

【生活保護減免】

生活保護法の規定による各種扶助を受給している人に対する免除です。

▽所得制限：なし

▽免除対象：当該扶助を受けることとなつた日以後に納期限が到来する部分の税額について全額

【所得減少減免】

失業、疾病等により前年の所得と比較して当年分の所得が2分の1以下に減少すると認められ、かつ、生活が著しく困難となつた人に対する減免です。

▽所得制限：前年の合計所得金額が500万円以下

▽減免割合：所得から計算する割合に応じた所得割額

【災害減免】

災害に遭い、生活が著しく困難になつた人に対する減免です。

▽所得制限：前年の合計所得金額が1千万円以下

▽減免割合：対象期間に相当する災害の程度に応じ、1.25割～10割

※その他ご不明な点がありましたら、次の窓口までお問い合わせください。

○市役所税務課市民税係 1階10番窓口
☎ 0986・76・8804

12月は国税滞納整理強化月間です

曾於市を含む県内すべての市町村では、今年度から、8月と12月を「県下一斉国税滞納整理強化月間」と定め、国税の収納対策を強化することとしています。

曾於市では、12月の強化月間に向けて、催告書の送付や夜間・休日納税相談窓口の開設、預貯金・給与等を始めとする財産調査、差押えを行います。

国税は、国保制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いいたします。

納期限までの納付が困難なときは早めにご相談ください。

災害、失業、疾病、その他の理由で、納期限までの納付が困難な場合は、市役所税務課へご相談ください。また、平日昼間にご都合

のつかない方を対象に、夜間・休日相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

夜間・休日納税相談について

▽夜間相談

平成30年11月21日（水）

平成30年12月19日（水）

午後5時30分～午後8時

▽休日相談

平成30年11月25日（日）

午前8時30分～正午

▽場所 曾於市役所本庁（末吉）税務課
※印鑑を持参してください。

※大隅・財部支所での夜間・休日相談は行っておりません。

11月の納期について

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期高齢医療保険料 5期

※口座振替を利用されている方は、11月30日に振替えますので残高のご確認をお願いします。